西陵小学校における不審者への緊急対応

初めの対応 ／ 緊急事態発生時の対応 ／ 事後の対応等

関係者以外の学校への立ち入り

チェック1
不審者かどうか

- 正当な理由なし → **対応1**
- 正当な理由あり → 案内する

対応1
退去を求める

- 退去しない → **チェック2**
- 退去した → 再び侵入したか → 侵入した → **チェック2**

チェック2
危害を加える恐れはないか

- ある → **対応2**
- ない → 再び退去を求める → 退去しない → **対応2**
  - 再び侵入したか → 侵入した → **対応2**

対応2
≪組織的対応１≫

隔離・通報する。

- 教職員へ緊急連絡
- 暴力行為抑止と退去の説得
- 110 番通報
- 別室に案内し，隔離
- 教育委員会へ緊急連絡，支援要請

※状況に応じて，対応３を平行して実施

対応3
≪組織的対応２≫

子どもの安全を守る。

- 防御(暴力の抑止と被害拡大の防止)
- 移動阻止
- 全校への周知
- 子どもの掌握
- 避難誘導
- 教職員の役割分担と連携
- 周辺の店や子ども 110 番の家等との連絡
- 警察による保護，逮捕

※状況に応じて，チェック3,対応４を平行して実施

チェック3
負傷者がいるか

- いる → **対応4**
- いない → **対応5**

対応4

応急手当をする。

- 救急隊のまもなく到着で応急手当
- 速やかな 119 番通報
- 被害者等への心のケアの着手

※状況に応じて，対応２以降，必要に応じて速やかに発動し,組織的に対応する（組織と役割分担は,平時に検討し,共通理解しておく)。

対応5
事件･事故対策本部発動

事後の対応や措置をする。

- 情報の整理と提供
- 保護者等への説明
- 心のケア
- 教育再開準備
- 再発防止対策実施
- 報告書の作成
- 災害共済給付請求

《参考文献》
『学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル』
文科省